

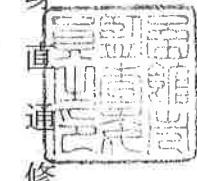


函館市監査公表第26号

函館市長から「平成25年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年9月26日

函館市監査委員 渡辺 宏 身  
函館市監査委員 植 松 直  
函館市監査委員 北 原 善  
函館市監査委員 茂 木 修



函 土 管  
平成 26 年 9 月 8 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 26 年 3 月 31 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(土木部管理課)

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置

(事業名 広域幹線道路整備促進費)

意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
土木部 道路建設 課（新外 環状道路 整備推進 室）	<p>人工削減の必要性</p> <p>本事業では 0.6 人工（年間実働日数を 250 日とすると 150 日の人工費）を投入しているが、事業の有効性を具体的に評価・検討するのが困難である以上、コスト水準について充分留意する必要がある。支出内容に広域幹線道路に直接関連しないものも含まれている中、この必要人工は過大評価の可能性があり、人件費を含めたトータルコストでのコスト管理が必要である。</p>	215	<p>必要人工が過大であるとのご指摘ですが、人工を定量的に見積もることは、非常に難しいものであり、今回、その見積が適切でないためのご指摘と受け止めております。</p> <p>そのような中で、当室の事務分掌では、期成会活動実施の根拠として「高規格幹線道路網等の整備推進に関すること」が書かれており、このほかにも新外環状道路の整備推進、文教通の整備推進等が所掌となっております。</p> <p>したがって、当室の他の業務も含め、人工等の適正な把握に努めて参りたいと考えております。</p>

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置  
 (事業名 広域幹線道路整備促進費)

指摘

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
土木部 道路建設 課（新外 環状道路 整備推進 室）	<p>目的外支出</p> <p>平成 23 年度の本事業の支出について、チェックリスト回答による業務内容は「幹線道路の整備促進に向けた要望および啓発活動」とあるが、見学会や開通式などの行事に関連する支出が大半であり、要望活動に係る支出は確認できない。このような支出が、本事業の目的に沿うものであるか再度検討する必要がある。</p> <p>また、同じく平成 23 年度の支出のうち、広域幹線道路に全く関係がない支出についても、本来この予算事項で処理すべき支出ではなく、このような処理は今後厳に慎む必要がある。</p>	216	<p>本事業の主な業務内容はご意見のとおりですが、チェックリストにおいて回答したとおり、行政目的としては「函館圏および近隣地域における幹線道路の整備促進を図る」ものであります。当該年度には要望活動についての支出はありませんでしたが、ご指摘のありました行事については、整備促進のためのものであり、行政目的に沿った内容であると考えております。</p> <p>また、予算執行にあたりましては、適切な予算事項で処理し、疑義が生じないよう努めてまいりたいと考えております。</p>

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(事業名 広域幹線道路整備促進費)

意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
土木部 道路建設 課（新外 環状道路 整備推進 室）	期成会幹線経費との区分  広域幹線道路整備促進費から 支出となっている「北海道縦貫 自動車道建設促進道南地方期成 会収支決算監査のため」の旅費 は、本来、本事業で支出するべ きものではなく、「期成会」で 負担すべきものである。期成会 のための監査に係る経費である のだから、函館市単独で負担す べきものではない。	216	期成会監査の旅費に関しては、 総会前の期成会予算の支出が不 可能なため、これまで本事業から支 出をしておりましたが、今回のご 意見を受け、会員からの合意を得 たうえで、平成 26 年度より期成 会支出として実施しております。

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(事業名 函館広域幹線道路整備促進期成会負担金)

意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
土木部 道路建設 課（新外 環状道路 整備推進 室）	<p>人工見積が緻密ではない 当該事業の必要人工は 0.6 と していることに対し、これは本 事業も含め、予算化されている 事業を推進室スタッフの人数で 割って算出した（3 人 ÷ 5 事 業）との回答だが、均等に 0.6 人工としていることは不適切で ある。それ以前に、要望や啓蒙 活動に 3 人も必要か検討の余 地もある。広域幹線道路の整備 は地域住民にとって重要である が、事業の有効性を具体的指標 により評価・検証することが困 難である中で、必要人工は過大 となっている可能性高い。人件 費を含めたトータルコストでの コスト管理が必要である。</p>	218	<p>人工見積が緻密ではないとのご 意見ですが、ヒアリングの際の担 当者からの説明は、平成 23 年度 に実施された事業仕分け調査の人 工の考え方を踏襲したものであります。 今後は、事業の有効性等を踏ま え、人件費も含めたコスト管理に 努めたいと考えております。</p>

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(事業名 函館広域幹線道路整備促進期成会負担金)

意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
土木部 道路建設 課（新外 環状道路 整備推進 室）	<p>事業区分の明確化</p> <p>本事業は負担金支出に係る予算であるが、0.6 人工としているのは、期成会事務局が推進室にあり、その事務作業も行っているためとのことである。函館市の事業と期成会としての事業は、本来、全く別であり、両者が混在している感も否めない。</p> <p>負担金の支出のみで期成会関連の支出が完結するのではないならば、事業名を「函館広域幹線道路整備促進期成会負担金」ではなく「函館広域幹線道路整備促進期成会関連費」などとした上で、各種事業説明資料上、本事業に期成会事務局の事務作業も含まれていることを明確にすべきである。</p>	219	事業区分の明確化の意見につきましても、平成 23 年度のものでありますが、今後、人工の算出にあたっては、事業区分を明確にしたうえで適切に算出するよう努めたいと考えます。



函 港 管

平成 26 年 9 月 18 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 25 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 26 年 3 月 31 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、  
または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第  
252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

～

(港湾空港部管理課)

## 別紙

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
港湾空港部 港湾空港振興課	<p>No.47函館港利用促進関係経費</p> <p>市職員の兼業を承認する理由が明確でない</p> <p>当該事業に関連し、「函館港利用促進協議会」の事務局員の業務を市職員が行っている。平成25年度からの委嘱に関し、職務に専念する義務を免除する承認をした決裁書には、その承認する理由について記載があるのみで、当該団体の具体的な活動内容や職員が従事する作業内容等に関する記載はない。</p> <p>市職員を従事させる必要性について、具体的に明示すべきである。</p>	223	<p>当該団体の具体的な活動は、船社等による視察への対応や誘致業務のほか、旅客船等に対する各種助成事業などあります。</p> <p>これらの業務に係る港湾の概要説明や、旅客船に特化した観光ルートの提案等については、市職員の専門的な知識が必要であるほか、業務上、市の事業と連携する作業が多いことから、当該団体の活動に市職員が従事しているところあります。</p> <p>現在、こうした事情を具体的に明示しているものがないため、今後は、職務に専念する義務を免除する決裁手続きの中で明示したいと考えております。</p>
港湾空港部 港湾空港振興課	<p>No.47函館港利用促進関係経費</p> <p>市職員の兼業を承認する時間数、従事する職務内容が明確でない</p> <p>市職員を外部の業務に従事させることは、表面上、支出は生じないが、従事する職員の人事費を負担していることになる。</p> <p>委嘱を承認する際には、委嘱に要する時間数や人事費を明確にし、妥当性を検討すべきである。</p>	224	<p>前述のとおり、今後は、当該団体の活動内容や従事する作業内容について明示するほか、委嘱に要する時間数や人事費の把握に努めてまいりたいと考えております。</p>
港湾空港部 港湾空港振興課	<p>No.47 函館港利用促進関係経費</p> <p>「函館港利用促進協議会」の活動と市の事業との区別があいまいである</p> <p>市の事業の目的や事業内容と協議会の活動目的・活動内容が混然一体となっており、分担が明確でない。</p> <p>函館港利用促進協議会と市の業務区分を明確にし、それぞれの組織において費用対効果を測定できる体制に整えるべきである。</p>	224	<p>当該団体の活動内容は前述のとおりであり、一方、市においては、市長が参加しての旅客船歓迎セレモニーや見送りイベントの実施、ふ頭から市中心街地までのシャトルバスの運行や乗客への観光インフォメーション、さらには関係企業に対する実態調査などを行っており、その活動内容は当該団体と明確に区分されております。</p> <p>したがって、それぞれの組織において、現在、費用対効果を測定できる体制にあるものと考えておりますが、今後におきましても、測定の精度を高めるための検討を続けてまいりたいと考えております。</p>

## 別紙

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
港湾空港部 港湾空港振興課	<p>No.48 海の日を祝う会補助金</p> <p>市の承認なく、市職員が民間団体の業務に従事している</p> <p>「函館港湾振興会」に関する業務については、職務に専念する義務の免除の申請が提出され、承認されているが、「海の日を祝う会」については、書類の提出・承認行為はない。</p> <p>「振興会」の事務局員が「祝う会」として職務に専念する義務の免除のための申請は、不要と判断した結果である。</p> <p>しかし、各団体が事務局の業務を委託・受託することは、それぞれの団体間の取り決めの問題に過ぎない。一方、市職員を民間団体の業務に従事させることが妥当か否かは市が判断すべきことである。</p> <p>市職員がどの団体の何の仕事に従事しているか確実に把握し、その妥当性を検討すべきである。</p>	225	<p>「祝う会」の事務局が「振興会」内に置かれていることから、これまで、職務に専念する義務の免除のための申請・承認行為については、「振興会」のみ行ってきたところでありますが、指摘を踏まえ、平成26年度より、「祝う会」の業務についても、職務に専念する義務の免除のための申請を行い、承認行為に基づき、当該業務に従事しているところあります。</p>
港湾空港部 管理課	<p>No.49 函館港湾福利厚生会館運営費補助金</p> <p>利用者が少ない</p> <p>会議室の利用回数は増加しているものの、1カ月当たりの利用者数から判断すると、1週間に1回程度の利用に過ぎない。</p> <p>宿泊者数は低減傾向にあり、平成24年度においては、1日当たりの利用者数が1.2人となっている。宿泊室6室に対し、稼働率は20%と低い。</p> <p>補助金支給の目的は、「港湾荷役作業労働者等の福利厚生の増進を図る」としているが、利用者が減少傾向にあり、ニーズが少ない施設に補助金を支給し続けることが効果的であるとはいえない。</p>	228	<p>函館港湾福利厚生会館は、主に荷役作業を中心とする中央ふ頭地区に立地しており、また、函館港のほぼ中心地区に立地していることから、港湾荷役作業労働者等にとって、非常に利便性の高い施設でありますので、今後は、施設の整備・改善等を進め利便性の向上を図るほか、パンフレット等の作成により広報宣传活动を強化するなど、利用者の増加に向け、運営者にも働きかけてまいりたいと考えております。</p>

## 別紙

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
港湾空港部 管理課	<p>No.49 函館港湾福利厚生会館運営費補助金</p> <p>補助金の妥当性について検討がなされていない</p> <p>営業収支は、毎年4,000千円を超える赤字が続いている。その赤字を北海道港湾福利厚生協会の助成金と当補助金で補填しているが、協会からの助成金が圧倒的に多い。</p> <p>したがって、協会の助成がなければ、当該施設を存続することができず、存続させるか否かは、もっぱら協会の意志決定に係る。</p> <p>函館市内には、当施設の宿泊料程度の代替となる民間施設がある。</p> <p>このような施設に、赤字額の5%にも満たない補助を行うことが効果があることはいえず、行政が実施すべきことであるとはいえない。</p> <p>協会とも協議した上で、市の補助金は廃止すべきである。</p>	229	<p>港湾法第12条において、港湾管理者の業務として「船舶乗組員又は港湾における労働者の休泊所等これらの者の福利厚生を増進するための施設を設置し、又は管理すること」と規定されております。平成19年3月に函館市海員水産会館が廃止されたことに伴い、函館港湾福利厚生会館は、その代替施設として、唯一、函館港の福利厚生機能を担っております。</p> <p>したがって、当館への運営補助を通じて、港湾労働者等の福利厚生の増進を図り、港湾労働者の確保や雇用の安定などに繋げることは、函館港の振興・発展には必要不可欠であると考えております。</p> <p>なお、運営費については、本市の補助金と北海道港湾福利厚生協会からの助成金により補填されておりますが、その金額につきましては、事業内容等により精査してまいりたいと考えております。</p>
港湾空港部 管理課	<p>No.49 函館港湾福利厚生会館運営費補助金</p> <p>事業の目的が不明確</p> <p>市が定めた事業の目的は「港湾荷役作業労働者等の福利厚生の増進を図る」である。これでは、何（誰）に対し、どのような変化を意図する事業なのか、つまり事業の目的が明確でない。</p>	230	<p>函館港の振興・発展には、物流の活性化や港湾施設の充実、さらには利用者の増加など様々な要素が必要不可欠であります。</p> <p>その中の一つとして、港湾労働者の雇用の確保や安定、労働環境の充実により、港湾労働力を強化し、労働者を含めた港湾利用者を増加させることも、函館港の振興・発展には欠かせないものであります。</p> <p>したがって、当館への運営費補助については、「港湾荷役作業労働者等の福利厚生の増進を図る」ことにより、港湾労働者の確保や安定、労働環境の充実に繋げていくことを目的としております。</p>

## 別紙

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
港湾空港部 港湾空港振興課	<p>No.50 住宅騒音防止対策事業費</p> <p>住宅騒音防止対策の実施率が低い いずれの年度も実施率は低いままで推移している。</p> <p>平成24年度は、補助金支給対象となる工事が実施された割合は6.5%である。市が騒音防止対策をいつまでに、どれだけ普及させるのか等の達成目標を明確にしていないため、6.5%の実施率が事業目的を達成するのに役に立ったのかの評価ができない状況である。</p>	231	<p>本事業は、国の住宅騒音防止対策事業補助金交付要綱に基づき、市が事業を実施しており、補助対象となる一般住宅において設置後10年を経過し、かつ故障した暖房機器等について、申請者自身の一部費用負担を条件とした、申請に基づく事業であることから、達成目標を設定し、計画的に推進できる性格のものではないと考えておりますので、今後におきましても、これまでどおり適切な執行に努めてまいりたいと考えております。</p>
港湾空港部 港湾空港振興課	<p>No.50 住宅騒音防止対策事業費</p> <p>職員の人工が過大</p> <p>本事業に要する作業時間は、平成24年度は0.8人工、すなわち200日とされている。補助件数は123件であるから、補助1件の処理に1.6人日を要したことになる。平成23年度以前は、それ以上の人日を要している。作業時間及び人員配置が過大である。人件費コストを考えれば、費用対効果が低い。</p>	232	<p>本事業については、国や北海道に対する種々の手続きのほか、対象者への案内、対象者宅を訪問しての事業内容の説明や申請手続き、苦情等の対応など、1件毎に時間を要する事業ですが、平成25年度以降は、騒音区域の見直しにより、対象者数が大幅に減ったことから、職員の作業時間も大幅に削減しております。</p> <p>今後につきましては、さらに業務内容等を精査し、効率化を図るなど、人件費コストの削減に努めてまいりたいと考えております。</p>
港湾空港部 港湾空港振興課	<p>No.50 住宅騒音防止対策事業費</p> <p>事業の計画と結果の比較検討がなされていない</p> <p>また、予算額と決算額の推移をみると、当初予算に比して大幅に補正予算が組まれている場合が多い。年度当初の計画とその結果に大きな差が生じ続けており、予定と実績が乖離している。計画が実績管理に役立たないものになっている。</p> <p>達成目標を明確にした上で、達成度を評価し、翌年以降には、再びそれらの結果を生かした達成目標の設計をし、その目標達成に必要な予算設定をすべきである。</p>	232	<p>本事業は、前述のとおり、設置後10年を経過し、かつ故障した暖房機器等について、申請者自身の一部費用負担を条件とした、申請に基づく事業であることから、実施台数の予測については、非常に難しいものがありますが、今後、さらに予測の精度を高め、より適切な予算の設定に努めてまいりたいと考えております。</p>

## 別紙

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
 (特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
港湾空港部 港湾空港振興課	<p>No.50 住宅騒音防止対策事業費</p> <p>事業に計画性がない</p> <p>平成24年度の事業終了時において、補助金の対象となる物件数は約1,700件ある。今後、平成24年度実績数(12件/年間)の予定で補助金支給事業を実施したとしても、すべての補助金対象物件の補助が終了するまでに14年を要する。さらに、防音工事実施後10年を経過すると、「更新工事」に該当し、新たに補助金の対象となる物件も出てくるため、当該事業は半永久的に続いていくことになる。例えば、現存する対象物件1,700件の補助を短期間で終了させれば、人件費は減少させることができる。</p> <p>達成目標を設定して、計画的に事業を推進すべきである。</p>	232	<p>本事業は、前述のとおり、達成目標を設定し、計画的に推進できる性格のものではないと考えておりますので、今後におきましても、これまでどおり適切な執行に努めてまいりたいと考えております。</p>

## 別紙

平成25年度包括外部監査の結果に基づく措置  
(特定の事件名 小規模事業の有効性の検証)

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
港湾空港部 港湾空港振興課	<p>No.48 海の日を祝う会補助金</p> <p>アウトプット、アウトカムの測定がなされていない</p> <p>平成24年度は、具体的な事業として、「海の日」記念式典の開催、海事功労者の表彰、記念祝賀会、港の清掃やフォトコンテストなどを実施した。</p> <p>このうち、「海の日」記念式典の開催、海事功労者の表彰、記念祝賀会については、参加者が「祝う会」の会員に限定されている。一般市民を対象とする活動は、港の清掃とフォトコンテストの開催である。これらの活動は、参加人数等の把握やアンケートの実施により、情報を収集することが可能である。</p>	226	<p>一般市民を対象とする活動については、今後、参加者等へのアンケート調査の実施など情報収集中取り組み、本事業の成果の把握に努めてまいりたいと考えております。</p>
港湾空港部 港湾空港振興課	<p>No.48 海の日を祝う会補助金</p> <p>事業者の自立による補助金の廃止の検討</p> <p>収入の合計額に占める補助金の割合は、いずれの年度も8%程度であり、毎期繰越金の発生もあることから、当該団体の活動が補助金に依存していないことがわかる。</p> <p>事業者が自立して団体を運営できるのであれば、前例踏襲で補助金を支給し続けるのではなく、補助金の廃止、もしくは減額が可能ではないか検討を進めるべきである。</p>	227	<p>「海の日を祝う会」は、「海の恩恵に感謝するとともに、地域の発展に寄与すること」を目的としており、その活動は、函館港の振興・発展のため、必要不可欠であると考えております。</p> <p>また、団体の運営については、基本的に会費収入でまかなっているところですが、事業費を毎年削減しているものの、会費収入は減少の一途をたどっており、本市の補助金の重要度は増してきております。</p> <p>したがって、今後においても、事業者への補助は必要であると考えております。</p>